

5	《質問事項》 学生への支援について	担当部課	健康福祉部福祉総務課・ 教育部教育総務課
---	-------------------	------	-------------------------

《質問要旨》

市内から通学している学生（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校、定時制または通信制の高等学校）に対し、前期の学費免除や猶予の措置が受けられない人を対象に、立て替え払い・無利息・保証人不要で貸し付けを行うことができないか。

《回答》

5について

独立行政法人日本学生支援機構では、新型コロナウイルス感染症の影響で家計等が急変した学生等に対して、特例支援を行っております。こちらは、授業料の減免や給付型・貸与型の奨学金等、その方の状況に応じて支援を行うもので、日本学生支援機構の相談センターのほか、通われている各大学や専門学校等でも相談や手続きができ、受付もこれまで年2回でしたが、随時受付を行っております。これまで学費免除等の措置を受けられなかった人でも、条件に該当すれば対象になりますので、こちらをご利用いただきたいと思います。

その他に、大学や短期大学などに通っている方に対して、市が行っている支援制度としては、「あきる野市育英資金」があります。こちらは、保証人は必要ですが、無利子の貸付であります。また、社会福祉協議会でも、教育支援資金の貸付を行っております。こちらの貸付は、世帯の収入基準や生計中心者が連帯借受人になる必要等がありますが、保証人は不要で無利子です。他にも、東京都の育英資金やその他組織・団体等による貸付制度、奨学金が多数ありますので、問合せの際には、それらの制度についてもご案内しております。

また国は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、アルバイトにおける勤務日の減少及び解雇等を受け、突然の収入減少が生じたために「学びの継続」が困難になった学生等（特に家庭から自立した学生等）を対象とした、「学生支援緊急給付金」を5月19日に創設しております。

このように、様々な支援制度がありますので、市としましては、個々の状況に合わせてご対応いただきたいと思います。

2 1	《質問事項》 生活保護申請について	担当部課	健康福祉部生活福祉課
《質問要旨》 新規申請にあたって、特定給付金を資産とみるべきではないと考えるがどうか。			
2 2	《質問事項》 生活保護に係る予算の増額について	担当部課	健康福祉部生活福祉課
《質問要旨》 長期間に及ぶ景気低迷が懸念され、生活保護申請も増加する可能性がある。生活保護費や人件費等の増額補正は検討しているか。			
2 3	《質問事項》 生活困窮者への支援について	担当部課	健康福祉部生活福祉課
《質問要旨》 (1) 各種制度（住居確保給付金、各種貸付、生活保護、納税猶予、国保傷病手当）の相談件数及び申請件数は。 (2) 生活困窮等の相談があったものの、未解決のまま連絡が途絶えている事例はあるか。			

《回答》			
2 1 について			
生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行うものであります。従いまして生活保護の新規申請においては、年金等の定期的な収入のほか、所持している手持金につきましても要否判定の対象となっております。ご質問のありました特別定額給付金につきましては、国からも方針が出ており、特別定額給付金を受領した後に申請した場合は、手持金として取り扱うと示されておりますので、資産としてみることとなります。なお、生活保護の相談に来られた場合には、特別定額給付金の取扱いも含め、親切、丁寧に相談者に寄り添った対応を心がけてまいります。			
2 2 について			
生活保護費は、例年不足が見込まれた時点で増額補正を行っております。現時点での、相談件数及び申請件数につきましては、昨年並みとなっておりますので増額補正を行う予定はございません。しかし、国内の景気の悪化が継続し長期化することが予想されますので、今後の状況によっては、事務スペースの確保及び相談経験のある職員の確保など課題はありますが、職員の増員や流動体制等のほか、生活保護費や超過勤務手当の増額補正についても検討してまいります。			
2 3 (1) について			
各種制度の相談件数及び申請件数につきましては、以下のとおりになります。			
各 種 制 度	相 談 件 数	申 請 件 数	期 間
住 居 確 保 給 付 金	72 件	34 件	4 月 1 日～5 月 22 日
生 活 資 金 貸 付	13 件	3 件	4 月 1 日～5 月 22 日
母子・父子・女性福祉資金貸付	3 件	1 件	4 月 1 日～5 月 22 日
緊急小口資金（生活福祉資金貸付）	268 件	152 件	3 月 25 日～5 月 22 日
総合支援資金（生活福祉資金貸付）	39 件	30 件	3 月 25 日～5 月 22 日
生 活 保 護	72 件	37 件	2 月 1 日～5 月 22 日
市 税 の 徴 収 猶 予	66 件	7 件	3 月 19 日～5 月 22 日
国 保 傷 病 手 当 金	0 件	0 件	4 月 1 日～5 月 22 日

※ 参考：生活保護の昨年1月～4月の件数、相談件数70件、申請件数36件

(2) について

相談してきた人に対しては包括的な支援を行うため、一人ひとり親切、丁寧な対応をしておりますが、生活に困窮している方は様々な事情がございます。今まで、新型コロナウイルスの影響により相談を受けた中で、未解決のまま連絡がとれなくなっている事案はありませんが、一般的に未解決になる事例といたしましては、生活困窮者自立支援制度を求めない方、単にお金が欲しいという方などが考えられます。今後もこのような点に注意しながら対応をしてまいります。

26	《質問事項》 障害者施設への支援について	担当部課	健康福祉部障がい者支援課
<p>《質問要旨》</p> <p>(1) 職員への特別給付を考えることはできないか。</p> <p>(2) 感染防止に必要な物品の支援をすべきと考えるかどうか。</p>			

<p>《回答》</p> <p>26(1)について</p> <p>障がい福祉サービス等事業所の職員への特別給付については、新型コロナウイルス感染症に罹患した利用者への対応などの危険手当のほか、国や東京都の要請に従い、事業を縮小した場合における事業所の収入減少に伴う、職員給与の減少に対する補填などが想定されます。</p> <p>しかしながら、国が介護施設等で働く職員に対する支援金の給付を検討しているとの報道もありますので、現段階では、国や都の動向を注視し、近隣自治体との情報共有等に努めてまいります。</p> <p>26(2)について</p> <p>感染防止に必要な物品の支援については、全国で手指消毒用エタノールの品薄の状態が続いており、市として多数確保することが難しい状況が続いております。そこで、国はメーカーと協力し、アルコール消毒液等を希望する事業所に対し、優先的に購入できるよう調達の仕組みを構築しております。市は各事業所に対しこのことを周知するとともに、希望をとりまとめて都に報告するなどの協力をしております。</p> <p>また、マスクについては、これまでも市の備蓄品などを配布してまいりましたが、東京都は6月に、障害福祉サービス事業所向けに一括購入したマスクを、2回に分けて各自治体を通して各事業所へ配送する予定です。本市へは、第1回目として36,350枚の配分が予定されており、順次、各事業所に対し配布してまいります。また、6月下旬にも、同程度の配分を受ける予定でございます。</p> <p>今後も、このような取組を活用した支援を続けることを基本として、市独自の支援についても、必要に応じて取り組んでまいります。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

27	《質問事項》 介護施設・介護職従事者について	担当部課	健康福祉部高齢者支援課
《質問要旨》 介護職員への特別給付を考えることはできないか。			
28	《質問事項》 介護事業所に対する支援について	担当部課	健康福祉部高齢者支援課
《質問要旨》 (1) リスクの高い利用者を介護する事業所には、感染予防物資の供給はもとより、検査体制の充実、医療機関への橋渡し等、市が果たすべき役割は大きい。これまでの支援内容及び今後の支援方針は。 (2) 介護施設で集団感染が発生した場合のリスク管理体制は。			

《回答》			
27について			
<p>介護サービス事業所等については、緊急事態宣言後においても、国からの通知に基づき、サービスの提供を休止することによって利用者の心身の状態が悪化する場合や、家族の生活が成り立たなくなる恐れがあるため、感染症対策を徹底した上で可能な限りサービスを継続していただいているところであり、介護職員等の皆様は、身体的、精神的な負担を強いられながらも、介護等の現場で献身的に業務に従事されているものと認識しております。</p> <p>このような中、今般、東京都の補助制度「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業」により、感染症が発生した場合の衛生用品や施設の消毒に要する経費、人件費等が補助されることとなっております。さらに、国では、新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関や介護施設の職員に対し、支援金（慰労金）を支給することも検討されていることから、市としましては、その動向を注視するとともに、近隣自治体との情報共有にも努めてまいります。</p>			
28（1）について			
<p>介護事業所に対する支援については、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の早期に、介護事業者との情報ツールとして、メーリングリストを開設し、市ホームページと併せて、国及び東京都の関連情報を提供するとともに、個別の相談にも対応しているところであります。</p> <p>また、支援物資については、このツールを活用し、各事業所への案内や配布希望の確認を行い、市の備蓄品や東京都から提供を受けたものなど、現在配布中のものを含め、サージカルマスク約10万枚、プラスチックグローブ2200枚を提供させていただいております。</p> <p>今後も引き続き、国及び東京都からの介護事業者向け情報を提供し共有するとともに、必要に応じて備蓄品の提供や衛生用品等の購入費の補助についても検討してまいります。</p> <p>また、介護事業所等における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、基本的には各事業所が主体となって対応することとなりますが、西多摩保健所の指導の下、市がコーディネーター役となって、医療機関や現在検討を進めているPCR検査センターとの連携に関して、介護サービス事業所等と協議してまいります。</p>			

28(2)について

新型コロナウイルス感染症の集団感染への対応については、国が定めた「新型コロナウイルス感染症疑い発生時の対応フロー」に基づき、基本的には各施設において対応していくこととなりますが、感染症が発生した施設だけでは対応が難しいことや、また、感染症に関する専門的な知識も必要になることから、他の事業所等から、感染症の発生した施設等に職員が派遣され、支援することも想定されております。

今後、このような相互派遣の具体的な仕組みづくりや、応援職員・応援施設等のリスト化、感染症の専門的知識の習得について、市がコーディネーター役となり、介護サービス事業所等と協議してまいります。

令和2年あきる野市議会第1回定例会6月定例会議員全員協議会質問書

29	《質問事項》 PCR検査及び抗体検査について	担当部課	健康福祉部健康課
《質問要旨》 当該検査は市民感染状況を把握するには簡潔に素早くできるドライブスルーで、安心して抵抗なくできるのではないかと。早期の導入を求む。見解は。			
30	《質問事項》 PCR検査について	担当部課	健康福祉部健康課
《質問要旨》 市内でのPCR検査体制を早期に確立するとともに、体制が取れた場合には、検査を受けるに必要な手続き等を分かりやすく周知すべきではないかと。			
31	《質問事項》 抗体検査について	担当部課	健康福祉部健康課
《質問要旨》 集団感染を防ぐためには、特に医療・介護従事者の検査が重要である。市独自に抗体検査の導入を検討してはどうかかと。			
32	《質問事項》 発熱外来について	担当部課	健康福祉部健康課
《質問要旨》 (1) 既に発熱外来を開始した診療所があるが、今後、新たに開設される見通しは。 (2) 発熱外来を増やすため、医療機関に対する市の支援は検討されているかと。			
33	《質問事項》 情報公開について	担当部課	健康福祉部健康課
《質問要旨》 感染者の情報はすべて個人情報として非公開にすべきという考え方の一方、感染防止に役立てるため必要な情報を選択し公表すべきという考え方もある。市としてどう扱うのかと。			
34	《質問事項》 新型コロナに関する情報公開について	担当部課	健康福祉部健康課
《質問要旨》 (1) 市では東京都に対して、PCR検査に関する情報提供を繰り返し求めてきたが、その後の状況は。 (2) 東京都から情報提供があった場合、どのような方針で情報公開していくのかと。			
35	《質問事項》 延期している特定健康診査、乳幼児健診について	担当部課	健康福祉部健康課
《質問要旨》 現在、延期している健康課事業について、新型コロナウイルス感染症の収束後、事業再開時にはクラスター回避対策が急務であると考えます。そこで、特定健康診査及び乳幼児健診事業等の再開時の対策について市の見解を伺います。			

《回答》

29及び30について（共通する事項）

新型コロナウイルスのPCR検査については、検査に至る流れが主に2通りありますので、ご説明した上で、市の考え方をお答えいたします。

1つ目は、新型コロナ外来（帰国者・接触者外来）がPCR検査を実施する従来からの流れであります。この新型コロナ外来は、西多摩保健医療圏においては、東京都が複数か所設置しており、場所等は非公開となっております。咳や発熱、体がだるいなどの症状がある場合には、まず保健所又は、かかりつけの診療所へ電話で相談をしていただき、保健所又は医師が受診が必要と判断した場合には、新型コロナ外来で診察を受け、PCR検査が必要な場合には検査を受けることとなります。

2つ目は、PCR検査センターについて、4月15日に国が設置を認めた検査機関を、地区医師会等の運営で想定しております。これは感染の拡大に伴い保健所を通さずとも、かかりつけ医の判断で、比較的軽症であるものの、新型コロナウイルス感染症が否定できない方を対象として、ドライブスルー方式等により検査を実施する新たな流れであります。

このように、PCR検査センターが設置されることで、従来からの新型コロナ外来では、中等症や重傷患者を診察し、軽症者は、PCR検査センターで検査を受けるという役割分担ができ、保健所や新型コロナ外来の負担軽減とともに、検査の拡充を図れることとなります。

このようなことを踏まえた上で、現在、市では、地域の医療関係者や西多摩保健所、近隣の自治体と共にPCR検査センターの設置について検討を進めておりますが、全国的に感染者が減少している現状では、当市を含む西多摩保健医療圏においても新型コロナ外来に必要な方にPCR検査の対応ができておりますので、今後第2波の到来に備える観点から、ドライブスルーやウォークスルー方式による実施体制を整備していく方向で調整しているところであります。

29について（共通事項以外）

抗体検査については、過去の感染の状況を確認することを目的に実施するものであり、市として抗体検査を実施する目的、対象者、効果、検査の精度、実施体制、費用などについて情報収集し研究を行っているところであります。

30について

かかりつけ医や保健所が設置している新型コロナ相談センターから新型コロナ外来の受診につながる仕組みは、各医療機関、保健所及び新型コロナ外来の間で確立されており、その流れについては、これまでも広報やホームページ等で周知を行ってまいりました。

これに加えて、現在検討を進めているPCR検査センターが設置された場合には、地域の診療所等の協力が不可欠であります。その公表につきましては各医療機関の考え方もありますので、この点に配慮しながら、市民が新型コロナウイルス感染症で心配な時に診療が受けられるように、できる限りわかりやすく周知を行ってまいりたいと考えております。

31について

医療、介護の現場では、感染を防ぐために万全の対策をとる中で、特に防護服などを着た上での仕事は大変過酷で圧迫感があるものと伺っております。このような現場の職員に対する抗体検査に



については、一定の集団の感染状況を把握して対策に役立てることに主眼が置かれております。

国では、東京都、大阪府及び宮城県を対象に1万人規模で抗体検査を実施することとしておりますが、これは、社会全体として免疫の獲得状況を確認することで、今後の感染拡大防止策の検討に活用するために行われるものであります。

市として抗体検査を実施する目的、対象者、効果、検査の精度、実施体制、費用などについて情報収集し研究を行っているところであり、医療、介護職場を対象とした場合も想定して研究してまいります。

### 32(1)について

現在、「発熱外来」と呼ばれる場合には、新型コロナウイルス感染症の疑いがあり、受診が必要とされた方が診察を受ける「新型コロナ外来」(帰国者・接触者外来)を指す場合と、これとは別に、各医療機関が院内感染を防ぐ観点から、発熱の患者とそれ以外の患者の動線を分けるなどの対策をとった上で、「発熱外来」として診察を行う場合の2通りがあります。

各医療機関が対策を講じて設置されている「発熱外来」については、診察の結果、新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合には、直接又は保健所を通じて「新型コロナ外来」の受診につなげるようになっております。

このように「発熱外来」には2通りあることを踏まえて、お答えいたします。

新型コロナ外来については、東京都又は都が指定をした医療機関が設置運営主体となっており、西多摩保健医療圏においては、複数か所設置されておりますが、場所等は非公開となっているため、今後の開設についても公表されておられません。

一方、各医療機関に設置されている「発熱外来」については、入口を別にすることや施設外に診察室を設営するなど、自主的に感染防止策を講じて開設をされております。また、「発熱外来」を掲げていなくても診察時間以外で感染の疑いのある方を診察することや、インターホンを利用した診察など工夫をされている医療機関もございますが、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合には、基本的には電話でかかりつけ医にご相談いただくこととなっており、市内の各医療機関では電話による診察等で新型コロナ外来につなげることができております。

### 32(2)について

新型コロナ外来の設置については、(1)でお答えしたとおり、東京都の方針によるものであるため、市としてはこれに沿った対応を行っていくこととなります。

また、各医療機関については、感染症対策の最前線であることから、市の備蓄品等からマスク、消毒用アルコールを優先的に提供させていただいてまいりました。また、休日、準夜診療の担当医療機関には、防護服の提供も行っているところでもあります。

今後も、地域における診療体制を確保するために、このような支援を継続してまいります。

### 33及び34(1)(2)について

感染者の情報については、4月16日に、あきる野市新型コロナウイルス感染症対策本部で決定しました「感染者に関する情報の公表について」に基づき、公表をしております。

公表の基本的な考え方は、東京都西多摩保健所等で感染者やご家族、濃厚接触者に対する必要な対応を行っていることを前提として、市内における感染拡大の防止を図り、市民の安全で安心な生活を守るために必要な情報について公表することとしております。

具体的な公表内容は、3つの項目に分かれており、1つ目として市内の患者数について、東京都が都民に対して一層の注意喚起を図る観点から、4月1日より区市町村別の患者数を公表しております。東京都からの情報は、基本的には患者数のみであります。

2つ目として、市の施設において感染者が発生した場合の公表について、感染者が市の施設の利用者や市職員等であり、市が施設管理者として対応する必要がある場合には、東京都西多摩保健所等からの連絡により感染者の情報を把握することになるため、本人又は保護者の同意を得た上で、感染者の年代、性別、症状・経過、渡航歴、行動歴などのうち、感染拡大の防止に必要な情報を公表することとしております。公表に当たっては、個人のプライバシーの保護と人権に配慮しつつ、関係者の同意を得た上で、濃厚接触の状況や感染拡大リスクなどを総合的に勘案し、個別に検討して判断することとしております。

3つ目は、市内の事業所で感染者が発生した場合の公表について、感染者に関する情報は、事業所の管理者等へ提供されることになるため、公表については、事業者等の判断となります。そのため、市が公表することはありませんが、市としては、事業者等が独自の判断で公表する場合には、個人のプライバシーの保護や人権に配慮し、関係者の同意を得た上で行うよう要請することとしております。ただし、事業者等から市に情報提供があり、感染拡大の防止に必要な場合には、東京都西多摩保健所等と協議の上、市からも公表することがあります。

以上のような方針に基づき、対応してまいります。

また、東京都が収集した感染者の情報については、すべて市に提供していただくように、東京都へ要望をしておりますが、現時点では、詳細な情報提供はされておられません。引き続き、要望を継続してまいります。

### 35について

初めに、特定健康診査については、例年6月から9月末まで実施しておりますが、健診の委託先であります医師会と相談をしたところ、ある程度、感染の収束を見込み、8月から11月末まで、期間を変更して実施することといたしました。ただし、感染状況によりましては、期間を更に遅らせることや中止とする場合も想定しております。

また、乳幼児健診については、4月、5月の一時期、延期をしておりましたが、3、4か月児健診から適した月齢で受けられるように5月末から再開いたします。健診をお願いする医師、歯科医師とも相談をさせていただき、密閉とならないように健診の合間に窓を開け、換気を十分に行うこと及び密集とならないように、完全予約制として会場に人混みを作らないようにいたします。また、事前に検温を行っていただき、通常より体温が高い場合や咳、体の調子が悪い方については、健診を控えていただきます。さらに会場入口では、再度検温と手指の消毒、マスクの着用をお願いいたします。

密接な環境となりやすい問診や健診では、医師などにフェースシールドとマスクの着用、会場内のドアノブや使用した器具の消毒と交換を行い、徹底した衛生管理の下で実施をいたします。このように感染のリスクを最小限に抑え、安心して健診を受けていただけるように対応してまいります。